

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	流通業務地区等における特定の事業用資産の買換え等の特例措置	
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法第 37 条第 1 項表 7 ロ、ハ（租税特別措置法施行令 25 条第 11 項第 3 号））	
見 直 し の 内 容	流通業務地区外及び臨港地区等外の資産を譲渡して地区内の土地等又は建物等を取得した場合の事業用資産の買換特例（繰延割合 80%）を廃止する。	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （- 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	本措置については、過去 5 年間に於ける適用実績がなく、また今後も適用数の大幅な増加は見込まれない。したがって、現状では政策目的の実現に向けた手段としての有効性が高いとは言い難く、「政策税制措置の見直しの指針」に従って、本措置を廃止することとしたい。	

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（国土交通省）

制 度 名	流通業務地区等における特定の事業用資産の買換え等の特例措置		
税目（条文番号）	法人税（租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項表 7 ロ、ハ（租税特別措置法施行令 39 条の 7 第 5 項第 3 号）、第 68 条の 78 第 1 項表 7）		
見 直 し の 内 容	流通業務地区外及び臨港地区等外の資産を譲渡して地区内の土地等又は建物等を取得した場合の事業用資産の買換特例（繰延割合 80%）を廃止する。		
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （－百万円）	
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	本措置については、過去 5 年間に於ける適用実績がなく、また今後も適用数の大幅な増加は見込まれない。したがって、現状では政策目的の実現に向けた手段としての有効性が高いとは言い難く、「政策税制措置の見直しの指針」に従って、本措置を廃止することとしたい。		